

第27回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

資 料

	ページ
1 懲戒処分の状況について	1
2 任命権者別の重点取組の状況等について	4
3 令和2年度における重点取組について	7

1 懲戒処分の状況について

<懲戒処分件数の推移>

期 間	処分件数
H27.4 ~ H28.3	86件
H28.4 ~ H29.3	64件
H29.4 ~ H30.3	49件
H30.4 ~ H31.3	73件
H31.4 ~ R2.3	63件

市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象（交通局除く）

○平成31年4月～令和2年3月 事案別・所属別・職種別の懲戒処分件数表

(単位:件数)

事 案	件数計	所 属 別		職 種 別							
		市長部局等	学校園	1・3号				2号	消防 吏員	教員等	
				課長 以上	課長 代理	係長	係員				
一般服務 関 係	喫煙	4	3	1		1			1	1	1
	マイカー通勤	3	3					1	2		
	個人情報関係	1	1					1			
	不適正事務	7	6	1			2	4			1
	手当の不正受給	1		1							1
	虚偽の届出・虚偽の報告	1	1						1		
	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	3	3		3						
	教職員による児童生徒への非違行為	17		17							17
	セクシュアル・ハラスメント	3	1	2			1				2
	収賄等	3	3					3			
	管理監督責任	2	1	1	1						1
	その他	5	1	4					1		4
合計	50	23	27	4	1	3	9	5	1	27	
一般非行 関 係	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	5	3	2			1			2	2
	傷害・暴行・器物損壊	2	2						1	1	
	横領・窃盗等	1	1					1			
	賭博	0									
	薬物・大麻の使用	0									
	その他	2	1	1				1			1
	合計	10	7	3	0	0	1	2	1	3	3
交通法規 関 係	飲酒運転関係	1	1							1	
	交通法規違反 交通事故	2	2						2		
	合計	3	3	0	0	0	0	0	2	1	0
総 計		63	33	30	4	1	4	11	8	5	30

令和元年度と平成30年度との事案別懲戒処分の比較

(単位:件数)

事 案		令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)			平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)			昨年度同時期との比較
		件数計	所 属 別		件数計	所 属 別		
			市長部局等	学校園		市長部局等	学校園	
一般服務 関 係	喫煙	4	3	1	3	2	1	1
	マイカー通勤	3	3		3	2	1	0
	個人情報関係	1	1		3	2	1	2
	不適正事務	7	6	1	5	3	2	2
	手当の不正受給	1		1	1		1	0
	虚偽の届出・虚偽の報告	1	1		4	3	1	3
	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	3	3		9	4	5	6
	教職員による児童生徒への非違行為	17		17	15		15	2
	セクシュアル・ハラスメント	3	1	2	1		1	2
	収賄等	3	3		0			3
	管理監督責任	2	1	1	3	1	2	1
	その他	5	1	4	3	1	2	2
合計	50	23	27	50	18	32	0	
一般非行 関 係	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	5	3	2	6	5	1	1
	傷害・暴行・器物損壊	2	2		4	4		2
	横領・窃盗等	1	1		3	3		2
	賭博	0			2	2		2
	薬物・大麻の使用	0			0			0
	その他	2	1	1	1	1		1
	合計	10	7	3	16	15	1	6
交通法規 関 係	飲酒運転関係	1	1		2	2		1
	交通法規違反 交通事故	2	2		5	5		3
	合計	3	3	0	7	7	0	4
総 計		63	33	30	73	40	33	10

2 任命権者別の重点取組の状況等について

重点取組期間：H31.4～R2.3

重点取組事案

市長部局等 飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）

マイカー通勤及び虚偽の届出・報告

学校園 教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等）

個人情報紛失等

任命権者	R2.3月末の状況（H31.4～R2.3）			<参考> H30.4～H31.3			昨年度からの増減
	全体	重点取組	重点取組	全体	重点取組	重点取組	全体
市長部局等	33件	5件	4件	40件	9件	5件	7件
学校園	30件	17件	0件	33件	15件	1件	3件
合計	63件	—	—	73件	—	—	10件

【総括】

- ・市長部局等については、重点取組 いずれも、昨年度と比べ減少した。
- ・学校園については、重点取組 は皆減したが、重点取組 は昨年度に比べ増加した結果、全体件数に対し半数以上を占める状況となった。

重点取組にかかる取組内容

取組期間：平成31年4月～令和2年3月までの間

服務研修資料に重点取組事案を追加し、さらなる充実を図った。

- ・**服務研修(課長・課長代理級)(8月実施)**
- ・**新任業務主任研修(9月実施)**
- ・**中堅職員研修(10月実施)**
- ・**職場服務研修(10～11月実施)**

飲酒の機会が多くなる夏季、年末年始の時期に通知を発出し、繰り返し注意喚起を行い、綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。

必ず定期券の原本確認を行うなど、通勤手当の事後確認の徹底を実施した。

【学校園】

サービス研修のさらなる充実

- ・教頭・副校長・幼稚園主任研修(7月実施)

重点取組項目の周知

- ・校園長コンプライアンス・サービス研修(9月実施)

児童生徒に対する非違行為をテーマに外部講師による講演

サービス監察だよりの発行

- ・6月・サービス規律確保に向けた重点取組
- ・10月・個人情報関係
- ・12月・サービス刷新プロジェクト会議の報告及び部活動中の暴力行為

○事務局職員による学校園への巡回監察

- ・校園長の異動や前年度懲戒処分事案が発生した学校園等 144校園

部活動顧問による部活動中の暴力行為発生時の対応の厳格化

- ・1年以上部活動顧問禁止 復帰後さらに1年以上単独指導を禁止など

体罰・暴力行為等の再発を抑止するため、処分等の基準見直し

3 令和2年度における重点取組について

・任命権者別で取組むべき事案

- ・市長部局等における「飲酒時の非違行為」、学校園における「教職員による児童生徒に対する非違行為」については、引き続き、その発生の防止に向けて重点的に取組むこととする。
- ・また、市長部局等においては、「マイカー通勤及び虚偽の届出・報告」に代えて、近年増加傾向にある「不適正事務」の発生の防止に向けて、学校園においては「個人情報の紛失等」に代えて、毎年発生している「飲酒時の非違行為」の発生の防止に向けて重点的に取組むこととする。

任命権者	重点的に取組む事案
市長部局等	<ul style="list-style-type: none">・飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）・不適正事務
学校園	<ul style="list-style-type: none">・教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等）・飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）